

# 令和7年度 京都市立醍醐西小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## I 総則

### (1)目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える。また場合によつては、その生命または身体に重大な危険を生じさせる。

いじめは深刻な人権問題である。しかし、いじめは、どの学校や学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉え、学校の中で「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを許さない学校づくりを推進する。

平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の更なる充実をめざし、本方針を策定するものとする。

### (2)基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。また、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるということを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1)醍醐西小学校いじめ対策委員会

#### ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導部教員・スクールソーシャルワーカー・

スクールカウンセラー

※緊急対応時はこの限りではない

#### イ 開催時期

○定例会議・・・第2火曜日（緊急対応の場合は、この限りではない）

#### ウ 委員会として取り組む内容

各学年の児童の情報交換と課題の共有化

○基本方針に基づく取組や行動計画の確認

○未然防止策、早期発見に向けての対策

- ・全児童に対して、いじめ対策委員の教職員の紹介

- ・教育相談の実施

○いじめに関わる情報に対する支援指導及び保護者との連携

- ・被害児童及び保護者への連絡と対応についての相談

- ・被害児童及び保護者の意向に沿った加害児童及び保護者への指導

○関係機関、専門機関との連携対応

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習規律の徹底

###### イ 「楽しい・わかる・できる」が実感できる学びの追究

○全ての教育活動の場面で、生徒指導の実践上の4つの視点を意識した取組を行う。

- ・児童が自己存在感を実感でき、さらに自己肯定感、有用感を育むことができるような配慮を行う。(自己存在感の感受)

- ・児童が生活集団の中で、相互の多様性を認め尊重し合う関係づくりの推進。(共感的な人間関係の育成)

- ・児童が授業の場面等で自分の意見や考えを自由に発表できる機会の提供。(自己決定の場の提供)

- ・児童が学級等で安全かつ安心して学校生活を送れるような風土づくり。(安全・安心な風土の醸成)

##### ウ 「人権」を基盤とした学習活動

○総合的な学習の時間及び社会科同和問題指導

- ・社会問題として依然として残っている「人権問題」について、1年生から6年生までテーマを決めて学習を進め、矛盾や不合理に気付くとともに、「人権」について正しい認識をもつようとする。

- ・人権問題を解決していく当事者としての実践力を培う。

○特別の教科道徳

- ・重点目標を、「自分を、人を、目標を大切にする子どもの育成」とし、道徳的な認識と実践力を育てる。

\*総合的な学習の時間及び社会科同和問題指導と特別の教科道徳の効果的な指導を行う。

##### エ 特別活動の活性化

子どもの自主的、主体的な活動を通して、子ども同士の絆を強固なものにしていき、いじめや規律に反する行為等は許されるものではないことを理解できるようにするとともに、規範意識を高める。

○集団活動、自主的な活動、実践的な活動であること

- ・学級会活動を中心とした話し合い活動の充実。

- ・児童が主体的に考え、実践できる機会や場を積極的・意図的に仕組む。

- ・活動後、達成感や充実感を感じ、次への意欲につなげていけるよう振り返りを行う。

#### (2) いじめの早期発見、積極的認知のための措置

##### ア 日常における児童の見逃しのない観察

○教職員による観察及び児童からの訴え等の情報の共有化を対策委員会で行う。

##### イ いじめアンケート、クラスマネジメントシートによる実態把握

○いじめアンケートによる実態把握と同時に、アンケートについての教育相談を全児童に行う。

○クラスマネジメントシートによる実態把握と分析をスクールカウンセラーと共にい、個々の児童の状況を把握する。

ウ 観察、いじめアンケート、教育相談、クラスマネジメントシートによる実態把握で、気になる児童に対しては児童及び保護者との話し込みを行う。

#### (3) いじめが起こった時の措置及び組織的な対処

##### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、いじめの有無について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

#### イ いじめやその疑いを把握したときの対応

- いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの児童の関わりを把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

#### ウ I T関連等を通じて行われるいじめへの対応

- 誹謗中傷の発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 複数の教員で事実確認を行い、関わりをもった児童を把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

#### エ いじめ解消の定義

- いじめが解消に至っていない場合は、被害児童を守りきり安全、安心の確保を図る。
- いじめが解消に至るまで被害指導の支援を継続するため、支援方法、情報共有を含めた教職員の役割分担を行う。
- いじめが解消したと捉えるのは、少なくとも3ヶ月間被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が継続した場合をいう。

### (4) 教職員の資質向上における

#### ア 校内研修の時期・内容等

- 4月、5月、7月、1月に生徒指導研修会を実施。  
生徒指導研修を4回行う。4月「醍醐西小学校いじめの防止等基本方針の徹底」、5月「見守ってほしい児童についての研修及びいじめの積極的認知に向けての研修」、7月「学級経営に関する研修」「マインドフルネスに関する研修」、1月「学級経営に関する研修」などを含む研修を実施。
- クラスマネジメントシート（年2回）実施後、スクールカウンセラーと共に分析を行う。

## 4 保護者、地域、関係機関との連携

### (1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

ア 醍醐西小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「醍醐西小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級での研修会、生活だよりを中心とした継続的な啓発を行う。

### (2) 関係機関との連携の推進に向けて

ア スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールサポーター（京都府警察）・所轄の警察署との連携を密にしておく。

### (2) 非行防止教室の実施

ア スクールサポーター（京都府警察）と連携をし、『「いじめ」は犯罪』と厳しい姿勢で、学年に応じた授業を行うとともに、児童の状況に応じて随時実施する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発生した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態は法において、以下のように定義されている。

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

- ① 事実関係を明確にする調査。
- ② 必要に応じた適切な保護者への情報提供。
- ③ 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ④ 調査結果を踏まえた適切な処置。
- ⑤ 同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等

を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた取組や行 事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 「学校体制や組織的対応の共有」</li> <li>・生徒指導研修 「生指導方針の共有」と「いじめの防止等基本方針」共通理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式</li> <li>・入学式</li> <li>・道徳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度のクラスマネジメントシート、いじめアンケート等の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観、子育て懇談会 (メディアコントロール、情報モラルに関する話)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 記名式いじめアンケート実施に向けて</li> <li>・見守ってほしい児童についての研修及びいじめの積極的認知に向けての研修</li> <li>・学級経営方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝会、児童集会において、いじめ対策委員会の紹介</li> <li>・道徳</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・児童集会</li> <li>・SST</li> <li>・1年生をむかえる会</li> <li>・6年修学旅行</li> <li>・530デーの取組</li> <li>・1・2年遠足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> <li>・学校だよりにおいて啓発</li> <li>・生活だよりでの啓発</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 いじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果と分析の共有</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・SST</li> <li>・メディアコントロールデーの取組</li> <li>・5年花背山の家宿泊学習</li> <li>・4年情報モラル教室</li> <li>・非行防止教室（2・5年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回いじめ記名式アンケート</li> <li>・第1回クラスマネジメントシート</li> <li>・教育相談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日参観</li> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 教育相談の結果の共有</li> <li>・教育相談</li> <li>・「学級経営に関する研修」</li> <li>・「マインドフルネスに関する研修」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・個人懇談会</li> <li>・4年若狭湾青少年自然の家宿泊学習</li> <li>・縦割り活動</li> <li>・SST</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会</li> <li>・学校評価</li> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・1学期のいじめ事案の経過の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・縦割り活動</li> <li>・SST</li> </ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 教育相談の結果の共有</li> <li>未然防止に向けた取組の確認と見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・SST</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・学校評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観、子育て懇談会</li> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 いじめアンケートに向けて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・スポーツフェスティバル</li> <li>・SST</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 第2回クラスマネージメントに向けて</li> <li>いじめアンケート、クラスマネジメントシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・1・2遠足</li> <li>・SST</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回いじめ記名式アンケート</li> <li>・第2回クラスマネジメントシート</li> <li>・教育相談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活だよりでの啓発</li> <li>・自由参観 道徳の授業公開</li> </ul>

	<p>の結果と分析の共有 ・教育相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケータイスマホ教室（3・5年）</li> <li>・メディアコントロールデーの取組</li> <li>・たてわりの日</li> </ul>		
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 教育相談の結果の共有 未然防止に向けた取組の確認と見直し</li> <li>・人権参観懇談会に向けての取組の確認</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝会で「憲法月間」の講和においていじめの問題を話す。</li> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・人権月間の取組</li> <li>・SST</li> <li>・薬物乱用防止教室(5・6年)</li> <li>・個人懇談会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりでの啓発</li> <li>・個人懇談会</li> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 2学期のいじめ事案の経過の共有</li> <li>・学級経営に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・教育相談</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・SST</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・学校評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活だよりでの啓発</li> <li>・学校運営協議会</li> <li>・きらめき参観、子育て懇談会</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 いじめ防止プログラムの見直しと確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会、児童集会</li> <li>・日常の縦割り活動</li> <li>・SST</li> <li>・メディアコントロールデーの取組</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観、子育て懇談会</li> <li>・新入生入学説明会</li> <li>・学校だよりによる啓発</li> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会 次年度に向けての基本方針の確認</li> <li>・職員会議 いじめ防止プログラムの見直しと確認</li> <li>・次年度に向けての基本方針の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳</li> <li>・朝会・児童集会</li> <li>・日常のたてわり活動</li> <li>・6年生を送る会</li> <li>・卒業式</li> <li>・SST</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度に向けてのアンケート等の結果の集約</li> <li>・アンケート原本保存（5年間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活だよりでの啓発</li> </ul>

## 「いじめ事案」に対する組織的な対応の流れ

### 未然防止の取組

#### いじめを許さない気風づくり

- 特別活動
  - ・児童会活動
  - ・たてわり活動・委員会活動
- 学級活動
  - ・「一人一人を大切にした」  
学級づくり
  - ・学級での話し合い活動
  - ・スクールソーシャルスキルトレーニング
  - ・いじめアンケート
  - ・クラスマネジメントシート
- 道徳・総合的な学習
  - ・他者への思いやり
  - ・相互の個性尊重
  - ・差別のない社会づくり
- わかる授業の確立

#### 児童と教師の信頼関係

- 教師自身の人権感覚の向上
- 児童とのふれあう時間の確保
- 児童に本気で関わる姿勢
- 「正」と「不正」をきちんと示す姿勢
- 人権を基盤とした学級経営

#### 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会（全体・学年・学級）の開催
- 学校だより、生活だよりでの発信
- PTAの各委員会をはじめ学校運営協議会等との連携
- 家庭教育学級等での問題提起

#### 教師の感性と児童理解の力量を高める

- 児童一人一人が「かけがえのない存在」としての認識
- 「いじめ」の正しい認識と理解
- 心理的事実を見抜く洞察力
- 児童の心の叫びを聴く細やかな感性
- 児童の立場に立った共感的理解
- 集団における力動的な人間関係の把握
- 早期発見のための観察力・迅速かつ適切な指導と支援

#### 校内指導体制の確立

- 教職員間での迅速な情報共有
- いじめ対策委員会でのいじめ防止プログラムの検討と実施
- 教育相談体制の確立
- 養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携

子ども一人一人が居場所、安心感のもてる環境づくりに向けた見逃しのない観察を行う。

### いじめの把握 トラブルの中に人間関係の要因がないか

#### いじめ対策委員会で情報の共有と事実確認の把握

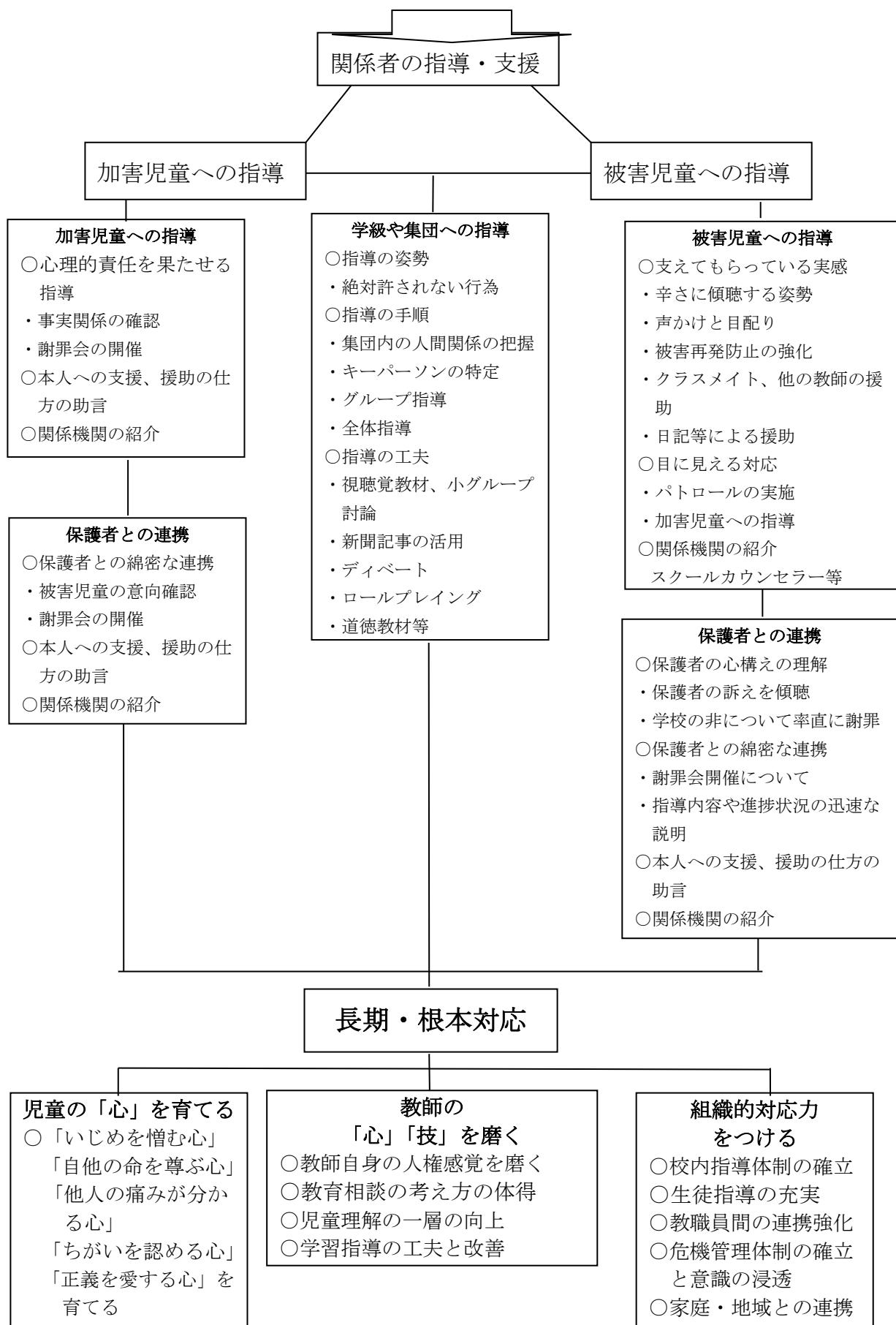
##### 実態把握の観点

- |                 |                   |                         |
|-----------------|-------------------|-------------------------|
| ○被害の態様          | ○被害の状況（時間・場所・内容等） | ○集団の構造（被害者・加害者・観衆・傍観者等） |
| ○いじめの動機と背景      | ○被害児童の状況（心情など）    | ○加害児童の状況（心情など）          |
| ○保護者の考え方などの状況把握 |                   | ○他の問題等との関連              |

#### 指導方針の確認及び指導体制の確立

##### 指導、支援の基本姿勢

- |              |                     |              |
|--------------|---------------------|--------------|
| ○最悪の結果の防止    | ○絶対許されないと認識で指導しきる姿勢 | ○人権侵害としての取組  |
| ○被害児童の保護を最優先 | ○加害児童への責任ある指導       | ○集団全体を見据えた対応 |
| ○学校全体で取り組む姿勢 |                     |              |



#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。